

《平成26年度 平塚市住居表示審議会》 会議録

日時 平成26年12月15日（月） 午後3時00分～午後3時30分
場所 平塚市役所 本館3階303会議室
出席者 <委員>
吉野委員、高山委員、坂間委員、久保委員
片山委員、小泉委員、大西委員、小林委員（順不同、委員9名のうち8名出席）
<平塚市>
落合市長
<平塚市（事務局）>
都市整備部 小山田部長
都市整備課 細谷課長、山口課長代理、大島主任、関谷主任
傍聴者 0人

1 開 会

小山田都市整備部長による開会の挨拶を行った。

2 委嘱状の交付

落合市長から各委員へ委嘱状を交付した。

3 正副会長の選出

任期満了に伴う委員の委嘱替えが行われたことにより、正副会長不在のため、委員の互選により選出した。会長には小林委員、副会長には小泉委員が就任された。

また、事務局から委員の1/2以上が出席しているため、会議が成立している旨及び傍聴者がいない旨を報告した。

4 諮問事項：議案第1号「天沼及び宮松町における町の区域の変更について」

事務局から諮問事項について説明を行い、委員間による審議を行った結果、諮問事項について特に異議のない旨を答申する旨が全会一致で了承され、同日付で答申文が本市に提出された。

（諮問文及び答申文は別紙のとおり）

5 報告事項：第21次（真田地区）住居表示整備事業について

前回の諮問事項である「第21次（真田地区）住居表示整備事業」について、（諮問及び答申後から）これまでの経過及び今後の予定を事務局から報告した。詳細については次のとおり。

（諮問及び答申後）これまでの経過

平成26年5月2日 「町名及び町の区域」案について公示（「住居表示に関する法律」第5条の
～6月2日 2第1項に基づくもの）→変更請求書の提出なし
9月 9月定例会にて「町名及び町の区域」について議案として上程（「地方自治法」
第260条第1項に基づくもの）→議決

- 1 1月4日 実施日、町名及び町の区域等について告示（「地方自治法」第260条第2項及び「住居表示に関する法律」第3条第3項に基づくもの）
実施日：平成27年2月16日
町名：真田四丁目
町の区域：一つとする

今後の予定

- 平成27年1月中旬 住民の方々に対する新住所のお知らせの通知
1月下旬 住民説明会（4回）
～2月上旬
2月16日 住居表示実施

6 その他：今後の予定について

事務局から今回の答申を受けて、平成27年3月定例会に「町の区域の変更」について議案として上程し、議決を経た上で、土地区画整理事業の換地処分前である平成27年夏頃に町の区域を変更できるよう、準備を進める旨の報告を行った。

7 閉会

以上



26平都第1113号

平成26年(2014年)12月15日

平塚市住居表示審議会
会長 小林 隆 様

平塚市長 落合 克宏



議案第1号「天沼及び官松町における町の区域の変更」について(諮問)

このことについて、平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

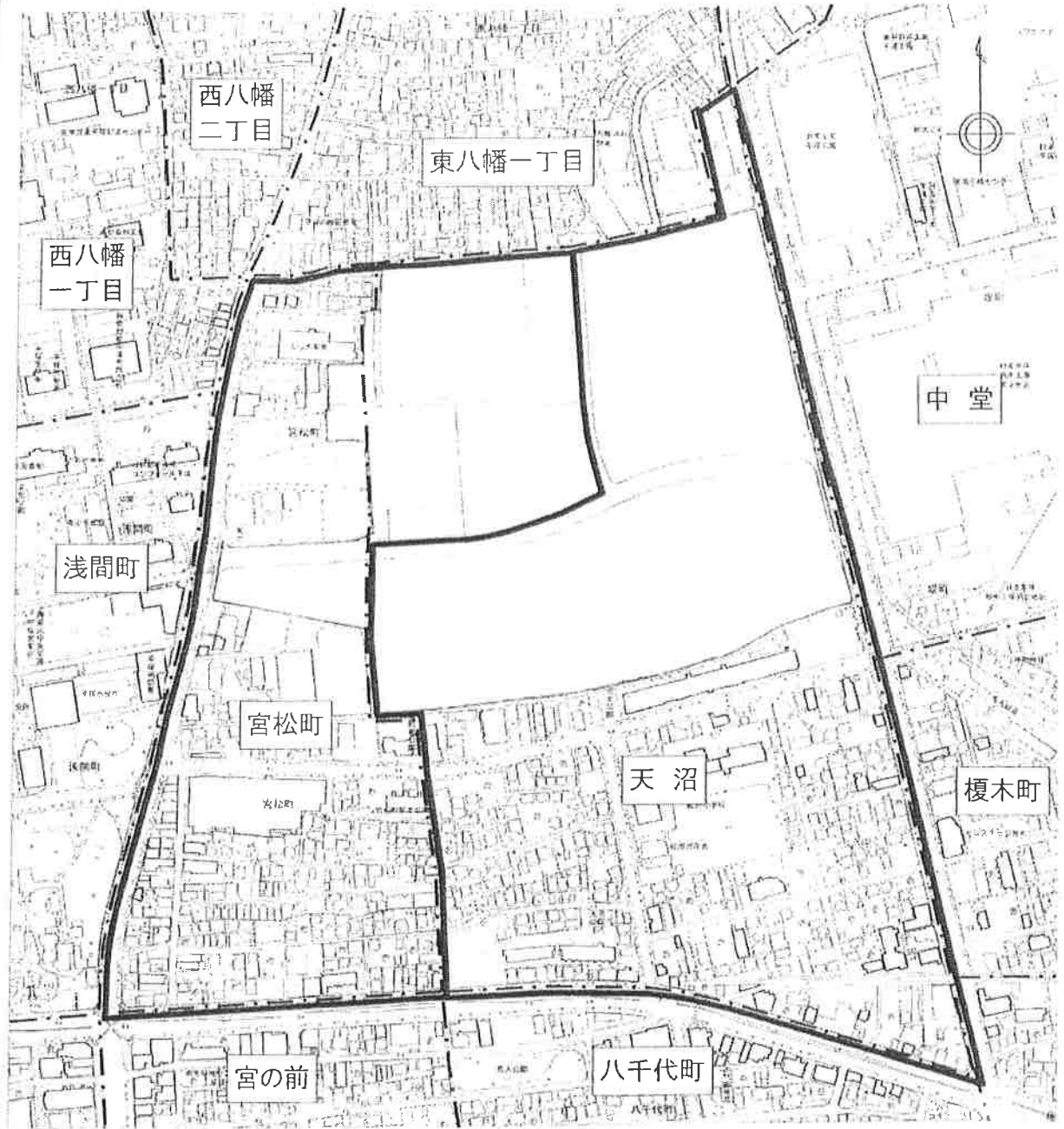
地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域について、別図のとおり変更する。

以上

(事務担当は都市整備課市街地再生担当)

町の区域変更案図

別図



凡例	
宮松町	町名
——	新町界
- - - -	現町界



平成26年(2014年)12月15日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市住居表示審議会
会 長 小林 隆



天沼及び宮松町における町の区域の変更について(答申)

平成26年12月15日の平塚市住居表示審議会に対して意見を求められた、議案第1号「天沼及び宮松町における町の区域の変更」について審議した結果、異議がないので、その旨答申いたします。

以 上